

京都市京北森林公園条例施行規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第85号

京都市京北森林公園条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市京北森林公園条例（以下「条例」という。）第4条の規定により使用の許可を受けようとするものは、京都市京北森林公園使用許可申請書（別記様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「使用日」という。）の2箇月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用料)

第4条 条例別表に掲げる付属設備は冷暖房設備とし、その使用料は1日につき50円とする。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額

(2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 全額

(3) 使用を取りやめる旨の申出があり，市長が相当の理由があると認める場合 次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる額

ア 野外炉について，使用日の1週間前までに申出があった場合 全額

イ 作業施設について，使用日の2週間前までに申出があった場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第6条 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは，減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第9条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは，当該設備に係る設計書，仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は，京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

別記様式（第1条関係）

京都市京北森林公園使用許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）  電話 ー

京都市京北森林公園条例第4条の規定により使用の許可を申請します。

使用する施設	<input type="checkbox"/> 野外炉(基)	<input type="checkbox"/> 高圧殺菌がま	<input type="checkbox"/> 接種室(接種回)	<input type="checkbox"/> 培養室
使用する日時 又は期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	年 月 日 (曜日)から 年 月 日 (曜日)まで
付属設備の使用の有無	/			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特別の設備の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用の目的				

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(産業観光局農林部林業振興課)